

様式 2

重要事務事業調整表

(第 2 回配付資料)

第二小委員会

庄内南部地区合併協議会

目 次

部会名	分科会名	管理番号	事務事業名	ページ	備 考
住民生活 (3 9)	住民 (2)	021 - 034	手数料・使用料		第 1 回配付資料
		021 - 036	延長窓口		第 1 回配付資料
	生活 (1 1)	022 - 002	町内会連合会事務局事務(町内会長連絡協議会事務局事務)(駐在員連絡協議会事務局事務)		第 1 回配付資料
		022 - 004	町内会運営補助金交付事務(自治振興交付金)		第 1 回配付資料
		022 - 005	行政事務委託料交付事務(町内会長報酬等支給事務)(駐在員設置事業)		第 1 回配付資料
		022 - 008	町内会長報酬等支給事務(行政事務委託料交付事務)(駐在員設置事業)		第 1 回配付資料
		022 - 011	駐在員設置事業(行政事務委託料交付事務)(町内会長報酬等支給事務)		第 1 回配付資料
		022 - 015	コミュニティセンター管理運営事業		第 1 回配付資料
		022 - 016	郊外地域行政連絡業務委託事業	1	
		022 - 028	総合相談窓口設置事業	2	
		022 - 030	消費生活センター設置事業	3	
		022 - 037	斎場管理運営事業		第 1 回配付資料
		022 - 039	斎場等使用料補助金交付事務		第 1 回配付資料
	税務・国保 (1 5)	023 - 1001	個人住民税の均等割の税率		第 1 回配付資料
		023 - 2002	都市計画税の税率		第 1 回配付資料
		023 - 2036	固定資産税不均一課税の税率 (国際観光ホテル整備法等関係)		第 1 回配付資料
		023 - 1001	個人住民税の納期		第 1 回配付資料
		023 - 2001	固定資産税の納期		第 1 回配付資料
		023 - 2002	都市計画税の納期		第 1 回配付資料
		023 - 3008	軽自動車税の納期		第 1 回配付資料
		023 - 2002	都市計画税の課税区域		第 1 回配付資料
		023 - 2006	免除及び減免規定(固定資産税)		第 1 回配付資料
		023 - 3012	免除及び減免規定(軽自動車税)		第 1 回配付資料

住民生活	税務・国保	023 - 3017	入湯税の税率及び課税免除		第 1 回配付資料
		023 - 3024	国民健康保険税税制（税率・納期）		第 1 回配付資料
		023 - 5016	検診事業		第 1 回配付資料
		023 - 5025	出産育児一時金・葬祭費支給事務		第 1 回配付資料
		023 - 5204	単独事業の状況(福祉医療)		第 1 回配付資料
	環境 （ 6 ）	024 - 003	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業		第 1 回配付資料
		024 - 013	ごみ収集事業		第 1 回配付資料
		024 - 014	清掃指導事業		第 1 回配付資料
		024 - 017	指定ごみ袋作成販売事業		第 1 回配付資料
		024 - 018	資源回収事業(報奨金・回収方法)		第 1 回配付資料
		024 - 019	ごみ減量・リサイクル推進事業		第 1 回配付資料
	消防防災 （ 5 ）	025 - 011	消防団組織体制維持管理		第 1 回配布資料
		025 - 012	消防団員報酬、手当、退職報償金等交付事務		第 1 回配付資料
		025 - 020	消防団分団交付金等		第 1 回配付資料
		025 - 045	防災行政無線の再構築・防災行政無線保守管理・地域防災行政無線保守管理		第 1 回配付資料
		025 - 080	交通災害共済		後日配付します
健康福祉 （ 4 7 ）	健康 （ 2 0 ）	031 - 002	妊婦健康診査	4	
		031 - 014	4 か月児健康診査	5	
		031 - 015	7 か月児健康診査	5	
		031 - 016	9 ～ 1 0 か月児健康診査	5	
		031 - 017	1 歳児健康診査	5	
		031 - 018	1 歳 6 か月児健康診査	5	
		031 - 019	3 歳児健康診査	5	
		031 - 037	ツベルクリン・B C G接種	6	
		031 - 039	ポリオ予防接種	6	
		031 - 040	三種混合予防接種	6	
		031 - 041	麻しん・風しん・日本脳炎予防接種	6	
		031 - 067	集団基本健診(健診項目、申込方法、対象年齢)		第 1 回配付資料
		031 - 067	集団基本健診(自己負担金)		第 1 回配付資料
		031 - 067	集団基本健診(免除制度)		第 1 回配付資料

健康福祉	健康	031 - 069	消化器検診		第 1 回配付資料
		031 - 071	婦人科検診		第 1 回配付資料
		031 - 072	人間ドック(対象者)		第 1 回配付資料
		031 - 072	人間ドック(委託料)		第 1 回配付資料
		031 - 072	人間ドック(自己負担金)		第 1 回配付資料
		031 - 125	高齢者インフルエンザ予防接種事業	7	
	福祉 (1 2)	032 - 020	社会福祉協議会運営費等補助事業		第 1 回配付資料
		032 - 033	重度障害者介護者激励金支給事業		第 1 回配付資料
		032 - 034	重度障害者介護者激励金品支給事業(単独)		第 1 回配付資料
		032 - 035	せきずい損傷者福祉手当支給事業	8	
		032 - 036	重度心身障害児養育手当支給事業(独自事業)		第 1 回配付資料
		032 - 036	重度心身障害児養育手当支給事業(特別児童手当非該当特例)		第 1 回配付資料
		032 - 064	紙おむつ支給事業		第 1 回配付資料
		032 - 070	福祉タクシー券助成事業		第 1 回配付資料
		032 - 071	福祉ガソリン券助成事業		第 1 回配付資料
		033 - 302	高齢者長寿祝品等伝達事業		第 1 回配付資料
		033 - 303	敬老事業等補助金交付事業(事業)		第 1 回配付資料
		033 - 303	敬老事業等補助金交付事業(特養ホームへの補助)		第 1 回配付資料
	高齢者福祉 (8)	033 - 025	外出に対する支援サービス		第 1 回配付資料
		033 - 026	高齢者福祉タクシーの助成		第 1 回配付資料
		033 - 041	寝たきり老人紙おむつ支給		第 1 回配付資料
		033 - 048	寝たきり老人等介護者激励金支給		第 1 回配付資料
		033 - 068	低所得者利用者負担減免		第 1 回配付資料
		033 - 210	介護保険料軽減課・更正		第 1 回配付資料
		033 - 211	介護保険料減免(該当要件)	9	
		033 - 211	介護保険料減免(生活困窮者の独自減免)	9	
	社会児童 (7)	034 - 013	認可保育所(公立)管理運営事業		第 1 回配付資料
		034 - 029	保育料		第 1 回配付資料
		034 - 041	集団保育児童館		第 1 回配付資料
		034 - 043	放課後児童対策事業		第 1 回配付資料

健康福祉	社会児童	034 - 060	遺児教育手当支給事業		第 1 回配付資料
		034 - 062	誕生祝金		第 1 回配付資料
		034 - 063	小規模災害の一時扶助		第 1 回配付資料
教育 (2 2)	管理・学校教育 (1 1)	081 - 1224	私立高等学校生徒学費補助金(本体事業)		第 1 回配付資料
		081 - 1224	私立高等学校生徒学費補助金(朝日村の通学費補助)		第 1 回配付資料
		081 - 1231	育英奨学金貸付等事業		第 1 回配付資料
		081 - 1236	新入学児童ランドセル贈呈事業		第 1 回配付資料
		081 - 2201	スクールバス運行管理事務		第 1 回配付資料
		081 - 2202	通学対策費補助金交付事務		第 1 回配付資料
		081 - 2206	体育文化活動奨励費補助金交付事務		第 1 回配付資料
		081 - 2207	国際理解教育関係業務(A L T 配置形態)		第 1 回配付資料
		081 - 2208	学校支援職員配置・派遣関係業務		第 1 回配付資料
		081 - 2408	幼稚園就園		第 1 回配付資料
		081 - 2601	給食の状況		第 1 回配付資料
	社会教育 (7)	082 - 027	地域社会教育活動振興		第 1 回配付資料
		082 - 063	中央公民館管理運営事業		第 1 回配付資料
		082 - 072	地区公民館管理運営事業		第 1 回配付資料
		082 - 073	地区公民館運営委託事業		第 1 回配付資料
		082 - 083	自治公民館等		第 1 回配付資料
		082 - 084	図書館管理運営事業(本館分館・図書館協議会)		第 1 回配付資料
		082 - 084	図書館管理運営事業(利用者サービス)		第 1 回配付資料
	スポーツ (4)	083 - 047	体育施設使用料(割増対象)		第 1 回配付資料
		083 - 047	体育施設使用料(料金体系)		第 1 回配付資料
		083 - 048	体育施設使用料の減免(対象者)		第 1 回配付資料
		083 - 048	体育施設使用料の減免(基準 率)		第 1 回配付資料

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備 考
0 2 2 - 0 1 6	郊外地域行政連絡業務委託事業	○鶴岡市のみ、各種証明書交付の取次ぎ等行政連絡業務を郊外地の自治振興会等地元公共的団体に委託している。 委託料 近隣地域 2,083,000 円 遠隔地域 3,214,000 円		・新市移行後、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に検討する。	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り	

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備 考	
0 2 2 - 0 2 8	総合相談窓口設置事業	○事業主体に相違がある。 鶴岡市・・・市 三川町・・・町 藤島町、羽黒町、櫛引町、温海町 ・・・社協	・新市移行後も当分の間現行どおりとするが、相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整する。	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り		
		○開設日に相違がある。 鶴岡市・・・日曜祝日を除く毎日 藤島町・・・毎週金曜日（第1・・・法律、 人権・・・第2、教育・・・第3、 一般生活・・・第4・5 羽黒町・・・毎週火曜日（一般相談） 月～金曜日（常設相談） 三川町・・・月2回 温海町・・・月1回、				
		○開設時間に相違がある。 鶴岡市・・・9～16時 藤島町・・・13時30分～16時30分 羽黒町・・・10～15時（一般） 8時30分～17時（常設） 三川町・・・10～15時 温海町・・・13～15時				

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備 考	
0 2 2 - 0 2 8	総合相談窓口設置事業	○開設場所に相違がある。 鶴岡市…市役所東庁舎 藤島町…老人福祉センター相談室 羽黒町…老人福祉センター相談室 三川町…社会福祉センター 温海町…ふれセンと地区公民館	・新市移行後も当分の間現行どおりとするが、相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整する。	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り		
		○相談員の人員に相違がある。 鶴岡市…嘱託職員 4 名 藤島町…人権擁護委員 3 名、司法書士 1 名、保護司 1 名、民生児童委員 1 名 羽黒町…一般相談員 6 名、専門相談員 8 名 三川町…相談員 2 名 温海町…人権擁護委員 5 名、行政相談員 1 名、民生児童委員 2 名				
0 2 2 - 0 3 0	消費生活センター設置事業	○常設の消費生活センターを設置しているのは鶴岡市のみであり、6町村では設置していない。	・新市移行後も当分の間現行どおりとするが、消費生活センター相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整する。	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り		

3 部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
031 - 002	妊婦健康診査	検査項目前期一回目（尿検査、血液検査、梅毒血清反応、H C V 抗体、A T L、不規則抗体、H B s 抗原、血圧、体重、所見（浮腫））、前期二回目（尿検査、血液検査、血圧、体重、所見（浮腫））、対象者数、受診券枚数の相違。 超音波検査実施状況 鶴岡 （妊婦 8 7 0 人） 全妊婦に 2 枚支給 藤島 （妊婦 1 0 0 人） 3 5 歳以上（1 0 人）に 1 枚支給 羽黒 （妊婦 8 0 人） 3 5 歳以上（1 0 人）に 1 枚支給 櫛引 （妊婦 6 0 人） 全妊婦に 3 枚支給 三川 （妊婦 5 5 人） 第 1 子に 1 枚、第 2 子に 2 枚、第 3 子に 3 枚支給 朝日 （妊婦 3 0 人） 3 5 歳以上（5 人）に 1 枚支給 温海 （妊婦 7 0 人） 3 5 歳以上（1 0 人）に 1 枚支給		一般健康審査並びに超音波検査は鶴岡市の例を基本に調整する。 その結果として超音波検査券の支給が藤島、羽黒、三川（一部）、朝日、温海は増枚、櫛引、三川（一部）が減枚となる。 別紙参照	1．合併まで 2．経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来どおり	

部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
031 - 014	4 か月児健康診査	対象児の年齢・実施方法・内容に違いがある。 鶴岡市 4 か月児、7 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健診を各々月 2 回ずつ、年 9 6 回実施。 藤島町 3 ～ 4 か月児、1 歳 6 か月児健診（年 6 回）、3 歳児健診（年 4 回） 羽黒町 4 か月児、9 ～ 1 0 か月児健診を同時実施（年 6 回）、1 歳 6 か月児、3 歳児健診（年 4 回） 櫛引町 4 か月児、7 か月児、1 歳児健診を同時実施（年 1 2 回）、1 歳 6 か月児、3 歳児健診（年 4 回） 三川町 4 か月児、7 か月児、1 0 か月児健診を同時実施（年 1 2 回）、1 歳 6 か月児健診（年 3 回）、3 歳児健診（年 4 回） 朝日村 3 ～ 4 か月児、6 ～ 7 か月児、9 ～ 1 0 か月児、1 歳児健診を同時実施（年 1 2 回）、1 歳 6 か月児、3 歳児健診（年 4 回） 温海町 3 ～ 4 か月児、9 ～ 1 0 か月児健診を同時実施（年 6 回）、1 歳 6 か月児健診（年 4 回）、3 歳児健診（年 2 回）		鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。 別紙参照	1．合併まで 2．経過措置 ☐ 3 年以内 ☐ 5 年以内 ☐ 5 年超 3．当面従来どおり	
031 - 015	7 か月児健康診査			鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。		
031 - 016	9 ～ 1 0 か月児健康診査			合併時に廃止する。		
031 - 017	1 歳児健康診査			合併時に廃止する。		
031 - 018	1 歳 6 か月児健康診査			鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。		
031 - 019	3 歳児健康診査			鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。		

部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
031 - 037	ツベリクリン・ＢＣＧ接種	集団実施	一部事務は集約化。会場については、本所、各支所で実施する方向で調整する。 別紙参照	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来どおり		
031 - 039	ポリオ予防接種	集団実施。	一部事務は集約化。会場については、本所、各支所で実施する方向で調整する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来どおり		
031 - 040	三種混合予防接種	個別接種。	一部事務について一元化する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来どおり		
031 - 041	麻しん・風しん・日本脳炎予防接種	個別接種。委託医療機関、委託料、自己負担金、収入調定に相違がある。	一部事務は集約化するとともに、徴収方法については、鶴岡市の例を基本とする方向で調整する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来どおり		

部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
031 - 0125	高齢者インフルエンザ予防接種事業	委託料、減免対象者、減免手続きに相違あり。 ・委託料は、温海町が 1,000 円で他は 1,500 円。 ・減免対象は、鶴岡市が生保、市民非課税世帯で、町村は生保のみ。 ・減免手続き ○申請あり...鶴岡市、朝日村、温海町 ○申請なし...藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町（対象者に通知書） 他、各医療機関毎に異なる料金の統一が課題となっている。		鶴岡市の例を基本に調整する。 別紙参照	1．合併まで 2．経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来どおり	

部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
032-035	せきずい損傷者福祉手当 支給事業	支給額、対象者に相違（鶴岡、藤島、櫛引） 鶴岡 13,610 円×12 月＝163,320 円 法に基づく手当の受給者は除く。 藤島 12,000 円×12 月＝144,000 円 法に基づく手当との併給あり。 櫛引 10,000 円×12 月＝120,000 円 法に基づく手当との併給あり。		経過期間中に鶴岡市の例を基本 に調整する。	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り	

部会名	健康福祉部会	分科会名	高齢者福祉分科会			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
033 - 211	介護保険料減免	・法定減免は統一されているが、該当要件の詳細に差異がある。	鶴岡市の例を基本に、合併までに調整する。 現在該当している者は少なく、全体への影響は小さい。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3 年以内 ☐ 5 年以内 ☐ 5 年超 3. 当面従来通り		
		・生活困窮者の独自減免については、鶴岡市のみが実施している。	鶴岡市の例を基本に調整する。 町村についても、生活困窮者への独自減免を適用する。 減免に該当した場合の減免率 ・保険料第 1 段階の者 1 / 2 ・保険料第 2 段階の者 1 / 3	1. 合併まで 2. 経過措置 ■ 1 年以内 ☐ 3 年以内 ☐ 5 年以内 ☐ 5 年超 3. 当面従来通り		